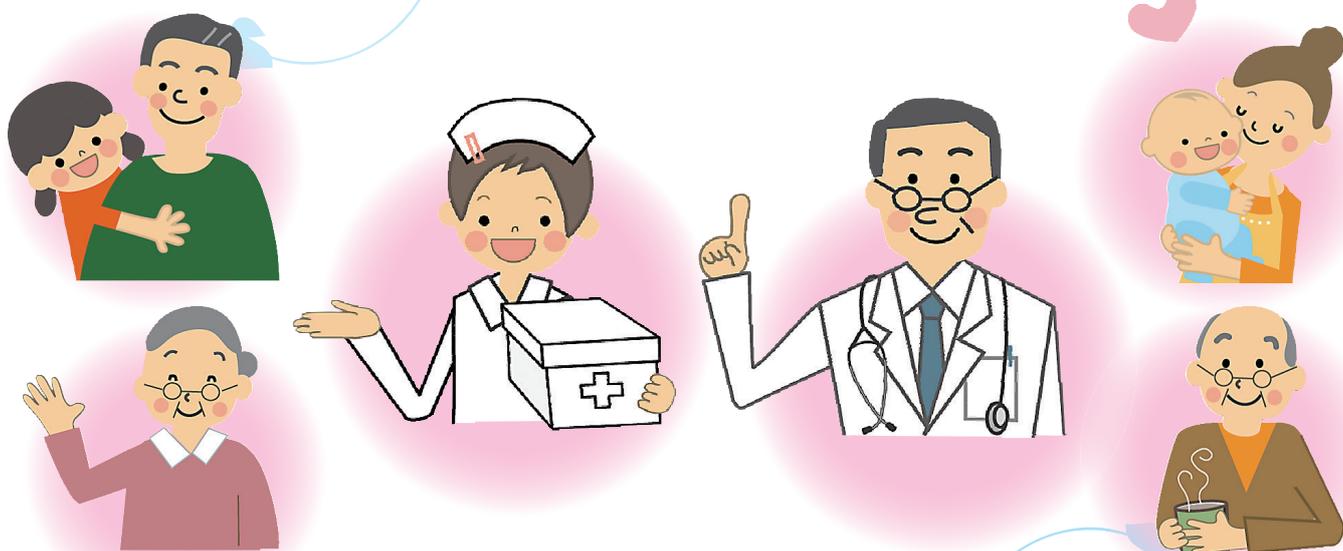


「かかりつけ医」を 持ちましょう

上手なお医者さんの見つけ方、かかり方

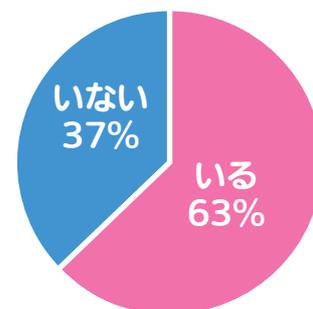


みなさんは「かかりつけ医（医科・歯科・薬局）」をお持ちですか？

かかりつけ医とは、日常的な診療の他、家族を含めた病気の予防や、健康管理のアドバイスをしてくれたり、健康に不安を感じたときには気軽に相談に乗ってくれる、身近な医師や薬剤師（薬局）のことです。

いざという時に心強い存在となるのが「かかりつけ医」です。普段から健康で病気とは無縁だと言う人であっても、急な病気にそなえたり、今後の健康について相談できるかかりつけ医を持つことをお勧めします。

Q かかりつけ医の
いる人はどれくらい？



2013小山の地域医療を
考える市民会議調べ

かかりつけ医を持って、健康で安心な毎日を送りましょう。

かかりつけ医を持つメリット

スムーズな受診

受診の手続きが簡単で、待ち時間も比較的短く、じっくり診察を受けられます。

病気の早期発見

かかりつけ医は、患者さんや家族の体調、生活習慣、病歴などを把握しています。そのため、ちょっとした異変でも早期に発見し、病気の進行をくい止めることができます。

専門医の紹介

入院や検査、高度な治療が必要な場合は、適切な医療機関や専門医を紹介してもらえます。

健康の管理

病気以外の健康相談にも気軽の乗ってもらえ、また食事面等、日常の健康管理のアドバイスをしてもらえます。

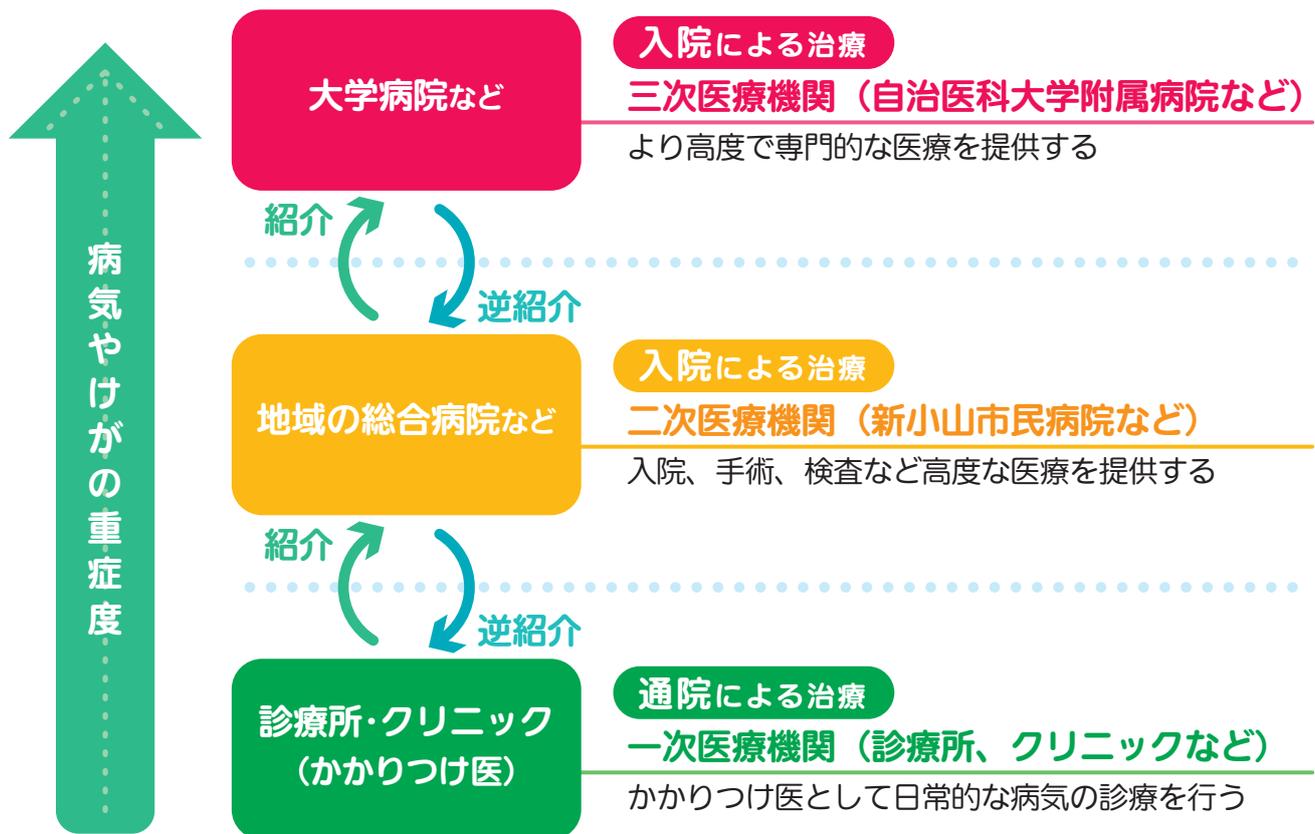
かかりつけ医の見つけ方、上手なかかり方のポイントは？

- 自宅や勤務先の近くであるなど、通院しやすい環境である
- 病気のことや治療の内容、薬について分かりやすく説明してくれる
- 自分の意見を親身にしっかり聞いてくれ、質問に対して丁寧に回答してくれる
- 紹介状を快く引き受けてくれ、必要に応じて専門医を指示、紹介してくれる

医師はそれぞれ専門の診療科を持っていても、大抵の病気に通じており、どの診療科の医師でもかかりつけ医になりえます。

内科のほかにもなじみの整形外科があるなど、複数のかかりつけ医を持つことも可能です。またご近所での評判なども、かかりつけ医を選ぶ参考になるでしょう。

かかりつけ医と病院の関係、役割について



Q 紹介・逆紹介ってなに？

- A. より高度な医療が必要である場合に、それが可能な医療機関に診療を依頼することを「紹介」といい、治療後に病状が安定したためその後の診療をかかりつけ医などの医療機関に依頼することを「逆紹介」といいます。

こんなときはどうするの？

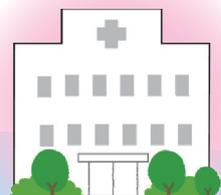
Q かかりつけ医を探したいけど、まわりにどんな医療機関があるのかわからない？

- A. 市が配布しております「健康のしおり」、若しくは市公式ホームページ内の医療機関情報欄に市内医療機関一覧を掲載しておりますのでご活用ください。



Q 紹介状を持たずに病院を受診するとどうなるの？

- A. 紹介状を持たずに総合病院や大学病院にかかると初診料とは別に費用がかかる場合があります。
(選定療養費といい、概ね2,000円～10,000円程度。医療機関により費用は異なります。)



みんなが「かかりつけ医」を持たないとどうなるの？

みなさんがかかりつけ医を持たず、風邪など比較的軽症であっても地域の総合病院や大学病院の外来に集中してしまったらどうなるでしょうか？

より重症な患者さんへの対応の遅れ

外来の混雑が続くと、本来その病院に求められている、入院を必要としているより重篤な患者さんへのケアが十分に出来なくなってしまう恐れがあります。

医師の疲弊、離職

夜間、救急医療に備えるため医師は当直を行います。日中・夜間を通して患者さんが集中してしまうと医師が疲弊し、その病院から医師が離れてしまうことがあります。

このような問題は実際に起こり始めている地域もあり、皆さんがお住まいの地域にあっても、今まで当たり前のように考えられていた「誰もが地域で安心して医療サービスを受けられる」という体制が崩壊する恐れもあります。

これから求められる医療のすがた

すべての人が健康で豊かな人生を送るためには、介護や看護等の多職種が連携し、市民誰もがいつでも安心して必要な医療サービスを受けることの出来る社会が不可欠です。

そしてそのような社会を実現するために、地域全体で限りある医療資源（医師や医療施設など）を守り支えあうという意識を持つことが求められています。

みなさんが「かかりつけ医」を持つという事は、みなさんの健康を守るだけでなく、そのような社会を実現していく上で、一つの重要な役割を担っています。

小山市の地域医療を守り育てる条例（平成26年9月制定）

すべての市民が住み慣れた地域で安心して必要な医療サービスを得ることの出来る社会の実現を目的に「小山市の地域医療を守り育てる条例」を制定しました。

小山市の地域医療を守り育てていくために、市や医療機関、事業者そして市民のみなさんに果たすべき役割（責務）を持たせているのが特徴で、「かかりつけ医」を持つことは市民の責務として本文に明記されています。